

平成17年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成17年3月4日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第5 議案第2号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第6 議案第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第7 議案第4号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第8 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第9 議案第6号 行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて
- 日程第25 議案第22号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第28 議案第25号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第26号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第28号 平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第29号 平成17年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第35号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第39 議案第36号 平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算
- 日程第40 議案第37号 平成17年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第41 議案第38号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより、平成17年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号13番 山本訓男君と14番 広瀬捨男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月25日までの22日間にしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月25日までの22日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

8 件報告をいたします。

まず 1 件目は、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成16年11月分から平成17年 1 月分までが実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第 199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は12月27日に学校教育課、 2 月21日に本田小学校増築工事を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3 件目も監査関係ですが、地方自治法第 199条第 7 項の規定による財政援助団体等監査の結

果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、市が財団法人瑞穂市施設管理公社に出資している1,827万7,118円の出捐金に係る事務について、1月25日に総務部財政課と施設管理公社を対象に実施され、出捐金に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

4件目は、本巣消防事務組合議会の結果報告です。

1月17日に同組合の平成17年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、平成15年度決算、平成16年度補正予算、平成17年度当初予算、平成17年度の分賦金を定める議案4件で、結果はいずれも認定、または可決されました。当市の平成17年度分担金は1億4,503万5,000円で、平成16年度に比べて約500万円、3.5%ほどふえております。

また、議会終了後、全員協議会が開催されました。当市の旧穂積町地区が本巣消防事務組合に加入するに当たって諸問題を協議しなければなりません。全員協議会の議題はその協議の進め方についてでありました。会議の結果、各市町の総務課長クラスで構成する幹事会議と、各市町の議会代表、総務部長等で構成する検討委員会を発足させることになりました。つきましては、当市議会からも2名の代表を送ることになっておりますので、後ほど人選をさせていただきたいと思っております。

5件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

1月18日に同組合の平成17年第1回定例会が開催されました。当日は当市議会の議員研修であったため、私は出席できませんでしたが、同組合より会議結果を聞いておりますので、報告いたします。提出されたのは、監査委員の選任同意議案、平成16年度補正予算、平成17年度当初予算、平成17年度の分賦金を定める議案4件でした。

監査委員の選任については、これまで春日村長が監査委員に選任されていましたが、合併で1月31日に新揖斐川町が誕生することにより、春日村長は失職するので、後任に墨俣町の栗田金一町長を監査委員に選任するため、議会の同意を求めるものです。この議案は同意されたので、現在、同組合の監査委員は瑞穂市長と墨俣町長の2名が選任されております。

また、その他の議案も可決されましたが、当市の平成17年度負担金は2億8,988万3,000円で、平成16年度に比べ約1,300万円、4.3%ほどふえております。合併により西濃環境整備組合の加入市町村は11市町となりましたが、瑞穂市の負担金は全体の22.4%を占めるまでに増大しております。

これらの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

6件目は、平成17年第1回もとす広域連合議会定例会について、山本訓男君から報告を願います。

13番 山本訓男君。

13番(山本訓男君) 議長より指名をいただきましたので、平成17年第1回もとす広域連合

議会定例会について代表して報告をいたします。

第1回定例会は、2月7日から10日までの4日間の会期で開催されました。広域連合長から提出された議案は16件で、条例の制定・改正を行う議案6件、平成16年度の補正予算5件、平成17年度の当初予算5件でした。

予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計と五つの会計で、平成16年度補正予算と平成17年度当初予算を定めるものです。平成17年度当初予算の総額は5会計の合計で52億485万5,000円です。これは平成16年度当初予算に比べ、金額で1,287万5,000円の増額で、率では0.2%の増となっております。

当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計ではストックヤードの整備を進める広域行政推進交付金が平成16年度に瑞穂市と旧真正町の分が完了し、平成17年度は旧本巣町の分だけとなったため、約1億7,000万円、46.5%マイナスとなりました。介護保険特別会計では、保険給付費が13.3%、約4億2,300万円も増加し、全体でも38億2,441万5,000円と13.1%増の膨大な予算となりました。また、老人福祉施設特別会計では、認知症高齢者向け施設の建設が終わり、工事費の約3億4,500万円が不用となったものの、この施設の運営に約1億400万円を要するため、この差額など約2億3,800万円、22.2%のマイナスにとどまりました。療育医療施設特別会計では、幼児療育センターの利用者が増加していることから、1日5時間勤務の臨時職員を1名増員するなどの対応をし、約100万円、1%の増額予算となりました。衛生施設特別会計では、過去に借入れを行った起債の償還が平成16年度で完了したことなどから、約2,300万円、7.9%のマイナスとなりました。

全体を見ますと、やはり介護保険の給付費の伸びが大きく、介護保険に要する費用が広域連合に対する負担金を増大させているといっても過言ではないかと思えます。当瑞穂市の分賦金も4億2,328万2,000円となり、平成16年度に比べ3,376万3,000円の増額となります。

なお、提出された計16議案は、所管の常任委員会へ審査が付託され、2月10日の広域連合議会最終日に委員長報告の後、採決した結果、いずれも全会一致で可決されました。

これら定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

以上、平成17年第1回もとす広域連合議会定例会の報告とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ありがとうございます。

7件目は、瑞穂市・神戸町水道組合議員の選挙についてです。

同組合議員が、平成17年3月31日で任期満了となるため、組合同規約第5条の規定により後任を選挙されるよう組合管理者から通知がありました。今会期中に同組合議員の選挙を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後 8 件目は、議員派遣結果の報告についてです。

私は本業消防事務組合の議会があったため、途中からの参加となりましたので、代表して副議長から報告願います。

15番 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君）議長より御指名をいただきましたので、議員派遣の結果についてを代表して報告させていただきます。

さきの議会で議決されたとおり、1月17日、18日の2日間、三重県四日市市と滋賀県草津市市役所へ議員20名と議会事務局長の計21名が視察研修を行いました。

まず1月17日は、地方分権時代にふさわしい自治体議会のあり方と二元代表制を踏まえた改革の方向性についてのシンポジウムが三重県四日市市内のホテルで開催されたため、これに参加しました。このシンポジウムは、三重県議会改革推進会議が主催し、全国都道府県議会議長会の後援で開催されたものです。議会改革についての認識を深めるとともに、議会改革を目指す全国の自治体議員が一堂に会し、交流・連携を図ることを目的としています。シンポジウムには、全国から約400人の議員や事務局職員が参加し、議会改革への関心の高まりを感じさせるものでした。

シンポジウムでは、千葉大学の森教授が「自治体議会の改革 ― パラダイム転換を目指して」と題して基調講演を行い、森教授は議会改革に取り組むに当たって、まず現行制度を最大限活用する必要性を強調され、その上で標準会議規則に縛られず、独自に会議規則を定める、議場を対面型にし、質問通告書をやめることなどを提案されました。さらに、議員の身分が現在、非常勤特別職であることを疑問視し、「公選職」という地方議員独自の新しいカテゴリーを設けるべきではないかと話され、注目を集めました。

続いて、この森教授がコーディネーターとなり、宮城県議会議会改革推進会議の千葉会長、全国都道府県議会議長会の襲田事務総長、松山大学法学部の姉尾教授、三重県議会議会改革推進会議の岩名会長をパネリストに迎え、パネルディスカッションが行われました。

この中で、宮城県議会議会改革推進会議の千葉会長は、政策的な議員提案条例の充実に向けて、条例の立案から制定までのスキームづくりや条例について専門的な助言を得るため、議会アドバイザー制度の導入を検討していることなどを紹介されました。シンポジウムに参加した議員諸氏も熱心に耳を傾け、議員活動の参考になったものと思われます。

翌日、1月18日は滋賀県草津市議会へ行政視察に行きました。人口約11万4,000人、議員定数24人の滋賀県草津市議会は、平成14年12月議会で滋賀県内の市議会では初となる議員提案による政策的な条例を制定し、平成16年9月にはコンサルタントを活用し、総合的な政策提言書を市長に提出されました。議会としての政策形成に拍車がかかる草津市議会を視察し、政策形成活動への取り組み経過及び現在の状況について、調査・研究をしてきました。

視察先の草津市議会では、堀副議長及び議会事務局の田鹿次長から詳細に説明を受けました。説明の概要を申し上げますと、滋賀県草津市議会で議会活性化の動きが高まったのは、地方分権一括法が施行された平成12年度からだそうです。同年4月に議会運営委員会と同じメンバーで議会改革検討委員会を設置し、議会活性化策が議論されました。同検討委員会は同年9月に答申をまとめ、1日1,500円の費用弁償の廃止や議員研修の充実、開かれた議会に向けてインターネットの活用などを打ち出されました。また、平成13年度には政策立案活動の活性化を図るため、政務調査費のあり方を検討し、平成14年度4月には議員1人当たり年額20万円であった政務調査費を年額36万円に増額されました。この増額が議員の背中を押す形となり、議員提案による条例づくりの機運が盛り上がったそうです。早速、各会派の代表8人による政策研究会を設け、条例づくりに着手され、条例づくりの研修会や講演で学んだ後、各委員がテーマを提出されると、政治倫理条例など計12本が上がったそうです。この中から、緊急性や草津らしさを感じる地域性、実効性を考慮して優先順位を絞り、桜並木の保存と犬のふん放置防止に集約し、取り組むことになりました。研究会では、執行部の関係部課との意見交換に加え、平成14年11月には市議会だよりを通じてパブリックコメントを実施し、市民から集まった意見も踏まえて、翌月の12月議会で飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例案を提出し、全会一致で成立されました。この条例は草津市議会で初めての政策的な条例であったので、可決するにしても賛成多数ではなく、全会一致を最初から目指していたと話されました。超党派であっても、全会一致で可決することにより、次のステップに進むことができると考えられたようでした。

また、翌平成15年度に取り組んだのは、桜並木を生かしたまちづくりでした。当初はこれも条例化を検討されたようですが、どうしても理念的なものに限定されるため、総合的な施策提言に方向転換されたそうです。完成した提言書も見せていただきましたが、20ページにわたる立派なものでした。提言書の作成に当たって特筆すべきことは、民間のコンサルタントに業務委託されたことです。初めは、議員は個々に資料を集め、議論されたそうですが、大量の資料をもとにまとめ上げるには物理的に無理があったので、専門機関と連携されたそうです。これは、先駆的な取り組みであると思います。コンサルタントに委託することで、非常にスピーディーにまとめることができたそうです。また、委託料は30万だったそうですが、この費用も全議員が均等に政務調査費から支出したそうです。政策提言のための委託なので政務調査費を充てることとし、このような政務調査費の活用は市民から見てもわかりやすいのではないかと話しておられました。

以上、2日間にわたる研修でしたが、両日とも、これからの議会はどうあるべきか、また議員の資質向上のために各議員は何をすべきかを改めて考えさせられる研修となりました。

以上で議員派遣結果の報告とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ありがとうございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号から日程第41 議案第38号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてから日程第41、議案第38号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成17年第1回瑞穂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

平成の市町村合併も、合併特例法の期限が迫り、岐阜県の場合、14市85町村が17年3月末には21市26町村となり、18年3月末には21市21町村に落ちつく見込みとなりました。住民に最も近い位置にある基礎自治体の枠組みもようやく定まり、いよいよそれぞれの持ち味を生かした特色ある地域づくりを競うステージに立つ段階になります。瑞穂市も、平成15年5月に合併して2年を経過し、調整と融和の時期は過ぎ、少子・高齢化、国際化、情報化等の社会変化に対応する地域社会づくりを進める段階にあると思います。

私は、今日の社会は、文明の発達につれ生活の便利さは得たものの、家族やコミュニティーなどという共同体の機能が弱くなってきていると思います。この機能の低下を補い、サポートする公共サービスのあり方が地域づくりの重要な要素であります。良好な自然環境とともに、人間的な触れ合いを可能にするハード・ソフト両面における公共空間の構築が基礎自治体の責務であります。この観点から、平成17年度より展開したいと思っております事業のうち、二、三を紹介させていただきます。

まず、FMわっちと提携し、災害・緊急時の対応を図るとともに、瑞穂市の時間を毎週1時間、再放送を含める2時間を常設し、市民の立場からの必要な情報、話題の提供を行い、町における協働意識の醸成を図りたいと思います。

次に、おじいちゃん、おばあちゃんも学校へ行こう事業は、老け込むこともなく、いつまでも若々しくと、もう一度子供のころに返って小学校へ通いませんかとの企画です。おじいちゃん、おばあちゃんと子供たちの触れ合いの場づくりによる明るい地域コミュニティーづくりを目的としています。

また、交流、学びの場所づくりとして地域コミュニティーセンターの建設準備、農産物の直販所の調査・研究、犀川遊水地の自然を活用した水辺の学校の整備等を進めるとともに、子育て環境を充実させるため、放課後の児童クラブ、育児支援センターのあり方についても一つの方向を見出したいと考えております。

一方、限られた財源で多様なニーズに対応するためには、各種事業の効率性も追求してい

なければなりません。行政の行う事務は、ややもすると公共性が重視され、経済性が軽視される傾向がありますが、公共性の中に経済性も求めていかなければならないと思います。事務分掌を見直し、設立する公共サービスの会社を活用して、公共性と経済性の二面を追求していきたいと思います。

また、現在2カ所となっております。給食センターの統一を検討しておりますが、その形式（公設公営か、公設民営か、PFIか）及び機能、学校給食に高齢者の配食サービスを加えるかどうかについて結論を出したいと考えております。

いずれにいたしましても、17年度は次の時代の瑞穂市づくりの基盤固めの年だと思います。「地を養えば、花はおのずから育つ」と言われます。次の時代のために何をするか、どうすれば花が咲かせられるか、長期的視点に立ってまちづくりを進めてまいりたいと思います。

さて、今議会に提案し、御審議をお願いする案件は、市町村合併に伴う規約等の改正に関するもの5件、条例の制定・改正に関するもの15件、市営土地改良事業の賦課に関するもの1件、16年度予算の補正に関するもの7件、17年度予算に関するもの9件、市道路線認定に関するもの1件の38件であります。

以下、各議案について概要を説明させていただきます。

議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について、議案第2号岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について、議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について、議案第4号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する協議についての5議案は、県内各地域における市町村合併が進展するに伴い、市町村によって構成する組合の運営及び市町村間の事務委託について見直し、必要事項の改正・変更を行うものであります。

議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、現在、水道部は分掌を上水道課と下水道課に分担して進めておりますが、両課に共通する事務が多く、事務内容ごとにまとめることが住民サービス、事務効率からよいと判断し、水道事務課と水道施設課に組織を変更することといたしました。この組織変更に伴い、関係条例の整理をするものであります。

議案第7号瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況について、その公平性、透明性を高める観点から、住民に公表することが義務づけられました。本条例はその公表する事項、手続等を定めるものであります。

議案第8号瑞穂市法定外公共物管理条例の制定については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の成立によって、法定外公共物の機能管理及び財産管理とも市町村の自治事務とされることとなりました。法定外公共物である里道、水路の所有権を市町村が

取得することに伴い、適切に維持管理していくことを可能とするために、市条例の制定を行うものであります。

議案第9号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定については、公共的施設の整備を進めるために必要な土地を先行取得することは、事業を円滑に進める上で必要不可欠であります。そこで、事業に必要な用地の先行取得を行うための特別会計を設置するものであります。

議案第10号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進するために人事院規則が改正されたのに伴い、市においても、育児または介護のために職員の早出・遅出勤務を申請によって認めるよう制度化するものであります。

議案第11号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、新たに二つの職種を設けることと、既存の職種の報酬額を改正するものであります。具体的には、子育て相談員と小作料協議会委員を新設し、期日前投票所の投票管理者や同立会人、社会教育推進員、母子自立支援員、家庭相談員の報酬額を改定し、保育指導員を削除するものであります。

議案第12号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、市職員等の公務出張に支払われる旅費につき、その支給内容の実情等を勘案して見直すもので、具体的には近距離においても支給されることとされていた日当等の支給を廃止するほか、職員が公用にやむなく自家用車を使用する場合については、距離に関係なく、車賃の実費を支給できるようにするなどの改正を行うものであります。

議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、瑞穂市特定環境保全公共下水道事業において受益者分担金の一部が一括納入されたため、事業財源の平準化を図りたく、施設整備または起債償還に充てることを目的とした瑞穂市特定環境保全公共下水道事業基金を設置するものであります。

議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例については、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が平成17年4月1日から施行されることに伴い、市の条例の関係部分の改正を行うものであります。

議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、県単独事業である69歳老人医療費助成事業補助制度が廃止されることに伴い、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第16号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、粗大ごみとして受け入れております廃ゴムタイヤ、廃スプリングマットレスは、処理手間、処理コストがかかることから、応分の負担を求めるため改正を行うものであります。また、施行は周知期間を設け、7月といたしました。

議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、現在、穂積駅南にある瑞穂市第1自転車駐車場のみ日預かりを実施しており、1階を定期及び高齢者、障害者、22時以降に出庫する一時利用者に、2階を一時利用者に分けていますが、近年24時間供用しております本来なら定期専用である場所に一時利用者が駐車することが多く、1階が収容台数を越えている状態が発生しております。このような状況を緩和するための定期専用としている第2・第3自転車駐車場も一時利用者が利用できるように改正を行うものであります。

議案第18号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園法の改正に伴い、放置物対策を公園管理者が円滑に行うことができるように、相手方が認知できない公園管理者が除去を行った工作物等について、保管、公示、売却、廃棄等の手続の整備を行うものであります。

議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例については、旧穂積町と旧巢南町との合併協議で、下水道使用料については合併後2年間と定められた経過措置が平成17年4月30日に終了することに伴い、関係する市条例の改正を行うものであります。

議案第20号瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例については、議案第8号で提案いたしました法定外公共物管理条例の対象物件のうち、特に河川に係る事項につき定めるため、改正を行うものであります。

議案第21号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、大月地区土地改良事業の平成16年度地元土地所有者等受益者に対する賦課金の基準、徴収時期等について承認を求めるものであります。

議案第22号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億8,870万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億2,298万4,000円とするものであります。

今回の補正は、歳入見込みの確認と各事業の執行状況及び必要経費の見直し等によるもので、その主なものは、歳出において、乳幼児医療費、老人保健事業特別会計繰出金の増額、生活保護扶助費、下水関係費、学校施設整備費の減額であります。

なお、穂積駅エレベーター設置、巢南総合センター周辺整備等調整がおくれ、今年度中の執行が困難な事業は削除いたしました。その結果、市税等の歳入増4億7,500万円及び歳出減8億3,000万円の計13億500万円は、後年度の公債費負担を軽減し財政の健全化を図るために、公共施設整備基金繰り入れの減額4億4,400万円、減債基金の積み立て4億3,000万円、財政調整基金の積み立て3億円、繰り上げ償還1億1,700万円、市債の減額1,400万円に充当いたしました。

議案第23号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,128万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,858万

9,000円とするものであります。

補正の主なるものは、歳入においては、国庫支出金 3,500万円、共同事業交付金 2,200万円、国民健康保険税 1,100万円の増額、繰入金 1,600万円の減額。歳出においては、保険給付費 1,900万円の増額、老人保健拠出金 8,500万円の減額であります。歳入歳出の補正の差額 1億 3,100万円は基金に積み立てることといたしました。

議案第24号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億 1,984万 3,000円とするものであります。

今回は歳出における医療給付費の増加に対応する補正であり、それに伴い、歳入においては支払基金交付金、国庫及び県よりの各支出金、一般会計からの繰入金を補正いたしました。

議案第25号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 384万 7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 6,388万 9,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給食予定計画人員の減少及び収納率の低下による給食費歳入の減額が主なもので、歳出の賄い材料代を同じく減額補正するものであります。

議案第26号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 7,990万 9,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億 270万 9,000円とするものであります。

今回の補正は、下水道施設の稼働経費の見直し及び工事等の差金を減額したことと、受益者分担金の一部が一括納入されたため、財源の平準化を図りたく、新たに瑞穂市特定環境保全公共下水道事業基金を設立し、基金に積み立てるものであります。

議案第27号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2,407万 9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 9,771万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、施設管理費の見直し及び工事費の確定によるものであります。

議案第28号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出において、収入を 324万 5,000円減額、支出を 403万 9,000円減額し、資本的収入及び支出において、収入を 1,107万 7,000円減額、支出を 1億50万 5,000円減額するものであります。

議案第29号平成17年度瑞穂市一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118億 300万円と定めるものであります。平成16年度当初比で4.39%、5億 4,200万円の減額であります。

国の地方財政計画により、地方交付税は 0.1%の微増、臨時財政対策債は23.1%の削減、母子保健事業の国・県負担金が一般財源化、延長保育対策費補助金、子育て短期支援事業補助金、

保育所地域活動事業補助金が国庫補助金から交付金に移行されたことによる県費打ち切り、所得譲与税の配分割合が県と市町村、5対5から6対4に変更されたことなどにより、予算規模の縮減を余儀なくされました。厳しい財政状況の中ではありますが、瑞穂市建設計画に沿い、活力ある地域社会を構築するため、防災・福祉・教育等に重点を置いて予算を編成いたしました。

議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ31億 8,470万 8,000円と定めるものであります。平成16年度当初予算比で 2.5%、7,710万 4,000円の増額であります。歳出増の主なものは、保険給付費 2億 300万円、介護納付金 2,300万円で、歳出減は老人保健拠出金 1億 7,300万円であり、医療費と介護納付金の増高傾向は続いております。老人保健拠出金に関しては、各保険者において前期高齢者を負担し合うことになっているため、国保からの拠出金が減少いたしました。

議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 5,904万 8,000円と定めるものであります。平成16年度当初予算比で 7.8%、1億 9,982万 3,000円の増額であります。歳出の99.8%が医療諸費で 2億 400万円の増、老人医療対象者は 3,700人を見込んでおります。

議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 7,555万 4,000円と定めるものであります。なお、今年度の給食対象者人員は児童・生徒 5,965人、その他 482人、計 6,447人。給食日数は小・中学校で 195日を見込みました。

議案第33号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 8,874万 3,000円と定めるものであります。巢南西地区の特定環境保全公共下水道は、平成16年 4月 1日より一部供用を開始しました。歳出の主なものは、水処理施設第 2系列及び管路の建設工事費 1億 4,100万円、施設管理費 2,900万円、起債償還金及び利子 7,100万円であります。なお、その財源として、一般会計からは 1億 100万円を繰り入れております。

議案第34号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,806万 7,000円と定めるものであります。平成 9年度から供用開始し、現在 89.3%の接続率であります。歳出の主なものは、施設管理費 1,300万円、起債償還金及び利子 1,400万円あります。なお、その財源として、一般会計からは 1,700万円繰り入れております。

議案第35号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億 9,879万 8,000円と定めるものであります。今年度歳出の主なものは、管路施設工事費 4,100万円、起債償還金及び利子 6,900万円あります。なお、その財源として、一般会計からは 1億 3,300万円繰り入れております。

議案第36号平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億 1,400万円と定めるものであります。歳出の主なものは土地購入費の12億円で、その財源として公共用地先行取得事業債を充てております。

議案第37号平成17年度瑞穂市水道事業会計予算は、業務予定量を給水戸数1万 2,780戸、年間給水量 419万 5,000立方メートルとして策定いたしました。収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億 4,048万 6,000円、支出予定額を3億 6,981万 8,000円。資本的収入及び支出においては、収入予定額を1億 2,681万 4,000円、支出予定額を5億 8,662万 5,000円と定めるものであります。なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び消費税収支調整額で補てんするものであります。

議案第38号市道路線の認定については、新規に認定する路線は宅地開発に伴う寄附採納による6路線、管理引き継ぎによるもの2路線の計8路線であります。

以上、各議案について概要を説明させていただきました。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前10時13分

